

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年十二月奈良県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県食品衛生法施行条例（平成十二年三月奈良県条例第三十八号）の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の規定に基づく書面の保存等については、なお従前の例による。